

# 記入例

(別添)

## 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時： 令和〇 年 〇 月 〇 日 午前 ・ 午後 〇〇 時 ←調査を行った日時を記入

調査者氏名： 〇〇 〇〇 ←調査を行った方の氏名を記入（押印不要）

※調査者の資格等は問いません。

I) 建築物の概要

1. 建築物の所有者：△△ △△
2. 建築物所在地： 松江市 〇〇町 〇〇番地
3. 階数： 〇階 ←2階建ての建築物であれば「2」を記入

2項目とも該当する必要があります。

II) 前提条件の確認(いずれも必須)

↓  
チェック欄

木造住宅である	✓
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	✓

III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

各項目について該当する場合は記入

(1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断)

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である	各項目の例示についてはP4を参照ください
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽		
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

IV) 壁の割合 ←III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目において、1つ以上の該当がある場合は記入不要です。

一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、壁の割合が0.8未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できるものとする。

IV) 壁の割合記入用紙作成の上、P3に記入した数値を転記してください。↓

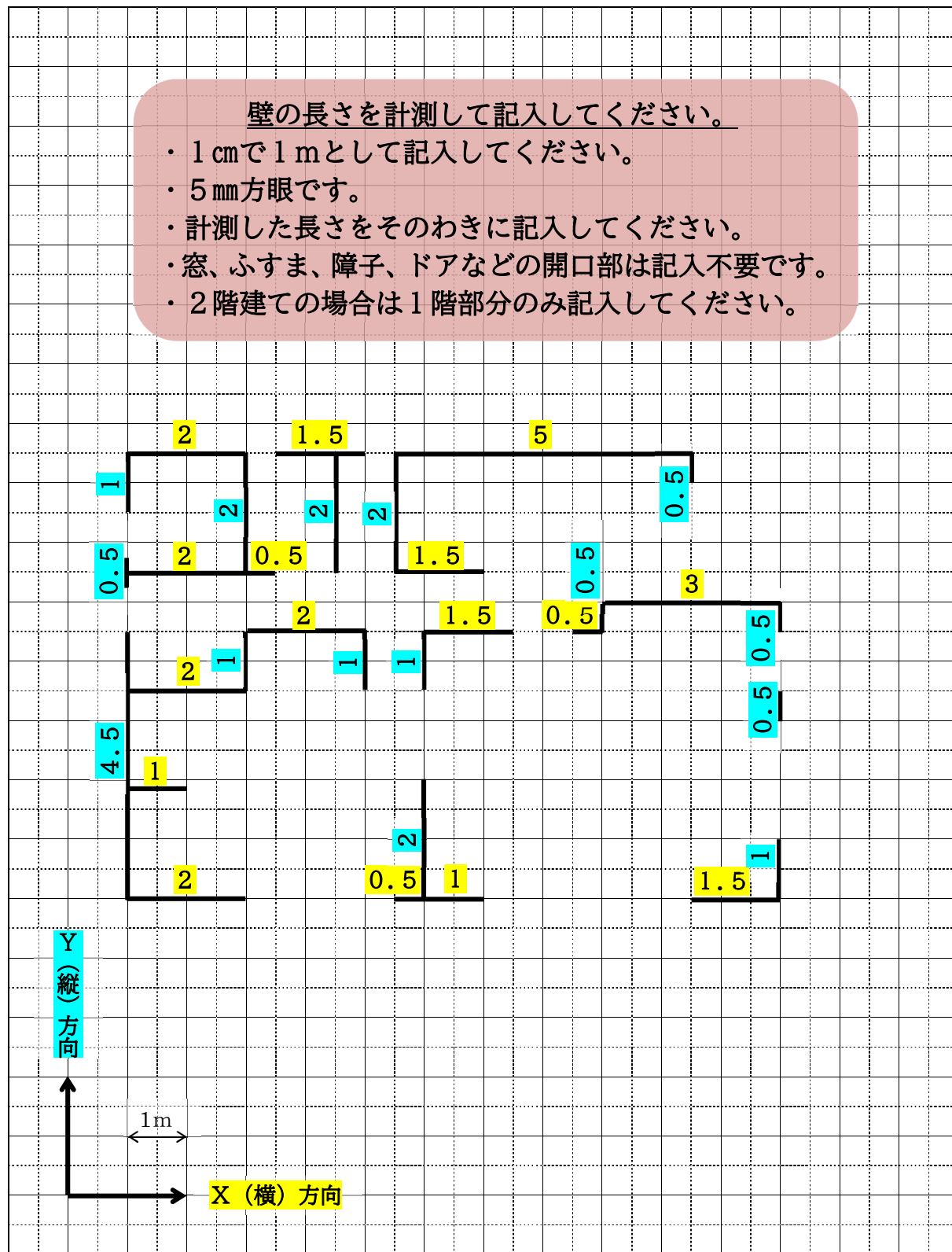
	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)壁の割合
方向	壁の長さ(m)	建面(m <sup>2</sup> )	イ/ロ	必要値	ハ/ニ
X	27.5	75	0.37	0.20	1.85
Y	20.0	75	0.27	0.20	1.35

IV) 壁の割合 記入用紙

壁の長さの計測

壁の長さを計測して記入してください。

- ・ 1 cmで 1 mとして記入してください。
- ・ 5 mm方眼です。
- ・ 計測した長さをそのわきに記入してください。
- ・ 窓、ふすま、障子、ドアなどの開口部は記入不要です。
- ・ 2階建ての場合は1階部分のみ記入してください。



(イ) 壁の長さの合計 ← 建物の X(横)方向と Y(縦)方向ごとに壁の長さの合計を計算してください。

① X (横) 方向

② Y (縦) 方向

① 27.5 m

② 20.0 m

①②のうち小さいほうを記入してください。

イ 20.0 m

(ロ) 面積 ← 平面図から、面積を㎡単位として求めてください。

ロ 75 m<sup>2</sup>

(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ ← イ欄「壁の長さ」をロ欄「面積」で割った値を求めます。

イ 20 ÷ ロ 75 = ハ 0.27

(ニ) 必要な壁の長さ

ニ 0.20 m

← 下表から該当するものを選んで記入してください。  
ここでは平屋の軽い屋根として選択しています。

下の表から該当するものを選んで記入してください。

屋根の種類	階数	平家	2階建
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・スレート葺等)		0.20	0.52
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)		0.27	0.59

(ホ) 壁の割合 ← ハ欄「単位面積あたりの壁の長さ」をニ欄「必要壁長さ」で割った値を求めます。

ハ 0.27 ÷ ニ 0.20 = ホ 1.35

### Ⅲ) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

各項目について敷地や建築物等の状況を確認して該当する場合はチェック欄にチェックを記入してください。あくまで目安になりますが、各項目の例示については以下の表をご参考ください。

箇所	項目	例
建物全体	全体又は一部に崩壊がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物全体が崩壊・落階している</li> <li>・屋根や外壁の一部が脱落している</li> <li>・柱が折れている</li> <li>・外壁に亀裂や穴が生じている</li> </ul>
	全体又は一部に変形がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物全体が傾いている ※1</li> <li>・棟がうねっている</li> <li>・軒先が垂れている</li> <li>・柱や壁が傾いている</li> <li>・床に起伏がある</li> </ul>
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の沈下や建物の沈下が見られる</li> </ul>
	基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎が玉石、石積み、ブロック、レンガ等である</li> </ul>
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎がひび割れている ※2</li> <li>・基礎の一部が欠けている</li> <li>・鉄筋の露出や鉄筋のさび汁が見られる</li> </ul>
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材が食害されている（特に床下や小屋裏等の暗くて多湿な箇所を確認）</li> <li>・白蟻の巣がある</li> <li>・部材に虫がわいている</li> </ul>
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材が湿気等により腐っている</li> <li>・部材にカビが生えている</li> </ul>
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部材に穴がある</li> <li>・部材が欠けている</li> <li>・部材に亀裂が見られる</li> </ul>

※上記の項目において、該当する項目が1つ以上ある場合、倒壊の危険性があると判断されます。

**※該当することを証明する写真の提出が必要です。**

#### ※1 傾いている場合について

傾斜については、ビー玉・ゴルフボール等を転がしてみて転がるようであれば、水平器を使用することで確認できます。

#### 【傾いていると判断するもの】

- ・概ね勾配が1/60を超えるもの（水平器等で証明できない場合は判断できません）。

#### ※2 基礎のひび割れについて

ここでいうひび割れとは、構造クラックであり、軽微なひび割れ（ヘアクラック）は含みません。

#### 【構造クラック（ひび割れ）であると判断するもの】

- ・ひび割れの幅が0.3mm以上
- ・外周からひび割れが確認でき、床下からも基礎の内側（裏側）までひび割れが確認できる（外側から内側までひび割れが貫通している）。
- ・外周からは0.3mm未満のひび割れしか確認できないが、床下から基礎の内側（裏側）に0.3mm以上のひび割れが確認できる。
- ・時間とともに幅が大きくなる（長い期間で）。